

平成18年 12月 20日

各 位

東京都渋谷区代々木二丁目23番1号
株 式 会 社 エ イ ペ ッ ク ス
代 表 取 締 役 社 長 水 谷 智
(証券コード：3324)
問合せ先 取締役経営管理本部長 山川昌則
TEL.03-5333-1671

定 款 一 部 変 更 に 関 す る お 知 ら せ

当社は、昨日開催の臨時株主総会において、「定款一部変更の件」の承認可決を受け、同日付で変更定款の効力が発生いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 定款変更の理由

昨日開催の臨時株主総会において、当社と日本エイム株式会社は、株式移転により、完全親会社として「ユナイテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社」を設立し、その完全子会社となることにつき承認可決を受けました。

上記議案の承認可決を受け、株式移転後のグループの事業運営をスムーズに行うため、当社定款の一部を完全親会社と統一するなどの必要な変更を行っております。

主要な変更事項は次のとおりであります。

株式移転後の当社株主総会の運営を機動的に行うことができるように、定款第10条（基準日）を削除いたしました。

「ユナイテッド・テクノロジー・ホールディング株式会社」と決算期を統一することで、株式移転後の連結決算業務を迅速に行うため、定款第11条（株主総会の招集）及び第46条（事業年度）につき所要の変更を行いました。

「ユナイテッド・テクノロジー・ホールディング株式会社」と剰余金の配当方法を統一することで、柔軟な配当政策を実施するために、定款第46条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するとともに、旧定款第47条（期末配当金）及び第48条（中間配当金）を定款第47条（剰余金の配当等）に変更いたしました。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

旧 定 款	変 更 定 款
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(基準日)	
第 10 条 当社は、毎年 4 月 30 日の最終株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。	
2 前項及び定款に定めるもののほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。	(削 除)
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
(株主総会の招集)	(株主総会の招集)
第 11 条 定時株主総会は毎年 7 月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。	第 10 条 定時株主総会は毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。
第 12 条 ~ 第 45 条 (条文省略)	第 11 条 ~ 第 44 条 (旧定款どおり)
第 7 章 計 算	第 7 章 計 算
(事業年度)	(事業年度)
第 46 条 当社の事業年度は、毎年 5 月 1 日から翌年 4 月 30 日までとする。	第 45 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間とする。
(期末配当金)	
第 47 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 4 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。	(削 除)
(中間配当金)	
第 48 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 10 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。	(削 除)

旧 定 款	変 更 定 款
(新 設)	<p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> <u>第 46 条 当社は、剰余金の配当等、会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u></p>
(新 設)	<p><u>(剰余金の配当等)</u> <u>第 47 条 当社の期末配当金の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u> <u>2 . 当社の中間配当金の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</u> <u>3 . 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>

以上